

# 府省令・告示案の概要 について

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案 ……P1
- ~~2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準案 ……P11~~
- 3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案 ……P13
- 4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案 ……P19
- ~~5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正案 ……P23~~
- ~~6 幼保連携型認定こども園教育・保育要領案 ……P25~~

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案の概要

### 1. 趣旨

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしているところ。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、本府令を従うべき基準又は参酌すべき基準として定めた市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされており、今般、内閣府令において当該基準を定めるもの。

### 2. 概要（【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準）

#### (1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### (I) 利用定員に関する基準

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。【従】
- 利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする【従】。

##### (II) 運営に関する基準

- 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。【従】
- 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。【従】
- 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利

用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。【従】

- 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。【従】
- 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。【参】
- 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。【従】
- 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。（※）【参】
- 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。（※）【参】
- 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。【参】
- 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。（※）【参】
- 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。（※）【参】
- 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。【従】

- 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。【従】
- また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。【従】
  - ① 日用品、文房具等の購入に要する費用
  - ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - ③ 食事の提供に要する費用
  - ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 特定教育・保育施設は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。【従】
- 特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。【従】
- 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。【従】
  - ① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
  - ② 認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）
  - ③ 幼稚園 幼稚園教育要領
  - ④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基

づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める  
指針

- 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。【参】
- 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(※)【参】
- 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)【参】
- 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。【参】
  - ① 施設の目的及び運営の方針
  - ② 提供する特定教育・保育の内容
  - ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
  - ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
  - ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
  - ⑥ 認定区分ごとの利用定員
  - ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - ⑧ 緊急時等における対応方法
  - ⑨ 非常災害対策
  - ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ⑪ その他重要事項
- 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。【参】
- 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。【参】

- 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※)【参】
- 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(※)【従】
- 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)【従】
- 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。(※)【従】
- 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。(※)【従】
- 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)【参】
- 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)【参】
- 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)【参】
- 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)【参】
- 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※)【従】
  - ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の

防止のための指針を整備すること

- ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること
  - ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと
  - 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)【従】
  - 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)【従】
  - 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)【従】
  - 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)【参】
  - 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。【参】
- (Ⅲ) 特例施設型給付費に関する基準
- 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。【従】
  - 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。【従】
  - 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。【従】
  - 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。【従】
- (2) 特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (Ⅰ) 利用定員に関する基準
- 利用定員については以下のとおりとする。【従】

- ①家庭的保育事業 1人以上5人以下
  - ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下
  - ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下
  - ④居宅訪問型保育事業 1人
- 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。【従】
- (II) 運営に関する基準
- 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。【従】
  - 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。【従】
  - 特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。【従】
  - 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。【参】
  - 特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。【従】
  - 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。【参】
  - 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）【従】
  - 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに



においてはこの限りではない。【従】

- 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。【参】
- 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。【従】
- 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。【従】
- また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。

【従】

- ① 日用品、文房具等の購入に要する費用
  - ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
  - ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - ④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受け取ることができる。【従】
  - 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。【従】
  - 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適

切に行わなければならない。【従】

- 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。【参】
- 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。【参】
  - ① 事業の目的及び運営の方針
  - ② 提供する特定地域型保育の内容
  - ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
  - ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
  - ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
  - ⑥ 利用定員
  - ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - ⑧ 緊急時等における対応方法
  - ⑨ 非常災害対策
  - ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ⑪ その他重要事項
- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。【参】
- 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。【参】
- 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。【参】
- 特定教育・保育施設の（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

### (Ⅲ) 特例地域型保育給付費に関する基準

- 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守する

こと【従】

- 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。【従】
- 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。【従】
- 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。【従】

(3) その他

- 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。【従】
- 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。【従】
- 小規模保育事業 C 型にあっては、この府令の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間の利用定員は、6 人以上 15 人以下とする。【従】
- 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。【従】

### 3. 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

## 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案の概要

### 1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を制定する。

※ 幼保連携型認定こども園の設置認可を行う際の基準について都道府県（指定都市又は中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市又は中核市）が定めることとされている（一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「改正認定こども園法」という。）第13条第1項、第17条第1項及び第2項）条例について、改正認定こども園法第13条第2項各号に掲げる事項は主務省令で定める基準に従い、その他の事項は主務省令で定める基準を参酌するものとされている（改正認定こども園法第13条第2項）ことから、今般、主務省令（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）でこれらの基準を定めるもの。

### 2. 概要（【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準）

#### （1）学級の編制に関する基準

- 満3歳以上の園児について学級を編制【従】
- 1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則【従】等を定める。

#### （2）職員に関する基準

- 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）【従】
- 教育・保育の直接従事職員の職員配置（満4歳以上児30人：1人、満3歳以上満4歳未満児20人：1人、満1歳以上満3歳未満児6人：1人、満1歳未満児3人：1人。ただし、常時2人以上）【従】
- 調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）【従】等を定める。

#### （3）設備に関する基準

- 園舎・園庭を必置、園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）【従】
- 保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）

【従】

- 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】
- 園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上【従】
- 職員室、保健室、調理室、保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】
- 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる【従】

等を定める。

(4) 運営に関する基準

- 教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上【従】、教育時間4時間【従】、教育・保育時間8時間【参】とする
- 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】
- 人格の尊重【参】、職員の資質向上・研修機会の確保【参】、差別的取扱いの禁止【従】、虐待等の禁止【従】、懲戒権限の濫用禁止【従】、秘密保持の義務【従】、苦情への対応【参】、家庭との連絡・連携【参】等を定める。

(5) その他

- みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること【従】
- 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること【従】
- 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】等を定める。

**3. 施行期日**

一部改正法の施行の日とする。

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について

### 1. 趣旨

- 平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所（利用定員20名以上）の枠組みに加え、小規模保育事業（6名～19名）、家庭的保育事業（5名以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放した場合の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなった。
- 家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要がある。市町村の条例については本省令を従うべき基準、又は参酌すべき基準として定める必要がある。

### 2. 概要

#### <各家庭的保育事業等に共通の事項>

- 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。【従】
- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。【従】
- その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。【従】
- 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。【参】

### <家庭的保育事業>

- 家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。【調理室に係る部分のみ従】
  - ・保育を行う専用の部屋（9.9 m<sup>2</sup>以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3 m<sup>2</sup>を加えた面積））を設けること
  - ・衛生的な調理設備及び便所を設けること
  - ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（満2歳以上の幼児1人につき3.3 m<sup>2</sup>以上。代替地も可）があること
  - ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること
- 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】
- 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。【従】
- 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様）【従】
- 家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様）【従】

### <小規模保育事業>

- 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室（1人につき3.3 m<sup>2</sup>以上であること）、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】
- 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。【参】
- 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98 m<sup>2</sup>以上であること）、屋外遊技場（1人につき3.3 m<sup>2</sup>以上であること）（代替地含む。）、調理設備及び便所を設けるこ

と。【調理設備に係る部分のみ従】

- 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上であること）、屋外遊技場（1人につき3.3㎡以上であること）（代替地含む。）、調理設備及び便所を設けること。【調理設備に係る部分のみ従】
- 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】
- 小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。【従】
  - ① 乳児 おおむね3人につき1人
  - ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
  - ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
  - ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】
- 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。
  - ① 乳児 おおむね3人につき1人 【従】
  - ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人
  - ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人
  - ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人
- 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分のみ従】
- 小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。【従】
- 小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。【従】



### <居宅訪問型保育事業>

- 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。【従】
  - ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
  - ② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
  - ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育
  - ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育
  - ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育
- 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。【従】
- 居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。【従】

### <事業所内保育事業>

- 事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。【参】

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1～5人	1人
6人～7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人

61人～70人	20人
71人以上	20人

- 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。【参】
- 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設ける。【調理室に係る部分のみ従】
- 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯室(代替地を含む。1人につき3.3㎡以上であること)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。【調理室に係る部分のみ従】
- 保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分についてのみ従】
- 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。【従】
- 小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。【調理員に係る部分についてのみ従】
- 小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。【従】
  - ① 乳児 おおむね3人につき1人
  - ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人
  - ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人
  - ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人

### <経過措置>

- 現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。【従】
- 連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると資料村が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。【従】
- 小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。【従】

### 3. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）の概要

### 1. 趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。）第6条により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされたため、本基準案を策定するものである。

### 2. 概要

#### (1) 総論関係 【参酌すべき基準】

- ① 放課後児童健全育成事業者の一般原則等として、以下の内容等を定める。
  - 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格の尊重
  - 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明
  - 運営の内容についての自己評価、結果の公表
  - 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと）
  - 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等
- ② 職員の一般的要件等として、以下の内容等を定める。
  - 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと

- 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと
- 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保

(2) 設備関係 【参酌すべき基準】

放課後児童健全育成事業所に設ける設備として、以下の内容等を定める。

- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと
- 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。）
- 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと

(3) 職員関係

放課後児童健全育成事業に従事する者について、以下の内容等を定める。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならないこと【従うべき基準】
- 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること【従うべき基準】
- 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと【従うべき基準】
  - ・保育士
  - ・社会福祉士
  - ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したも

の

- ・ 教員免許を有する者
  - ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・ 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認めたもの
- 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とすること【参酌すべき基準】
- 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）【従うべき基準】

#### (4) その他 【参酌すべき基準】

その他の運営基準として、以下の内容等を定める。

- 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止
- 職員の利用者に対する虐待等の禁止
- 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理
- 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止
- 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること
- 放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること
  - ・ 事業の目的及び運営の方針
  - ・ 職員の職種、員数及び職務の内容
  - ・ 開所している日及び時間
  - ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
  - ・ 利用定員
  - ・ 通常の事業の実施地域
  - ・ 事業の利用に当たっての留意事項
  - ・ 緊急時等における対応方法
  - ・ 非常災害対策

・虐待の防止のための措置に関する事項 等

- 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
- 職員の秘密の漏洩の禁止等
- 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等
- 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査への協力
- 開所時間について、小学校の授業の休業日については 1 日につき 8 時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については 1 日につき 3 時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 開所日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと）
- 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援
- 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等
- 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

(5) 経過措置

経過措置として、以下の内容等を定める。

- 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含めること【従うべき基準】

**3. 施行期日**

子ども・子育て支援法整備法の施行の日とする。

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について（案）

### 1. 趣旨

- 子ども・子育て支援新制度の中で、保育所については、特定教育・保育施設として、
  - ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことに加え、
  - ② 特定教育・保育施設として運営に関する基準を満たすことが求められることとされており、これらは内容的にも相互密接に相まっていることから整合性をとる必要。
- また、幼保連携型認定こども園については、「幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」が別途定められることとなったため、所用の改定を行うもの。
- さらに、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、保育室などを4階以上に設置する場合の避難用の施設や設備の設置要件の見直しについて「同等の安全性と代替手段を前提として」検討を行うこととされたことから、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、所用の改正を行うもの。

### 2. 概要

- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合性を図る観点から、保育所については、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならないものとする。 【参】
  - ①施設の目的及び運営の方針
  - ②提供する保育の内容
  - ③職員の職種、員数及び職務の内容
  - ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - ⑤保護者から受領する費用の種類、理由及びその額
  - ⑥乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - ⑦保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - ⑧緊急時等における対応方法
  - ⑨非常災害対策
  - ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
  - ⑪保育所の運営に関する事項

※従来は、児童福祉施設として以下を規定する必要。

- ①入所する者の援助に関する事項
- ②その他施設の管理についての重要事項



- 「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直す。(下線部を追加) 【参】

<従来>

4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用	<u>屋外避難階段</u>



<改正後>

4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用	<u>特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)</u> <u>又は特別避難階段</u> <u>屋外傾斜路</u> <u>屋外避難階段</u>

- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合性を図る観点から、保育所において、以下のような取扱いを実施。【参】
  - ①自ら行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
  - ②定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- その他所用の改正

### 3. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

内閣府

○文部科学省告示第 号

厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定め、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣 下村 博文  
厚生労働大臣 田村 憲久

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

目次

第1章	総則	こども園における全体的な教育的配慮すべき事項
第1節	幼保連携型認定こども園に関する事項	基本及び目標
第2節	教育内容及び保育の作成	
第3節	幼保連携型認定こども園並びに配慮事項	
第2章	ねらい及び内容	
第1節	健康	
	人間関係	
	環境	
	言葉表現	
第3章	保育の実施上の配慮事項	
第1節	指導計画作成に当たって配慮すべき事項	
第2節	一般的な配慮すべき事項	

# 第1章 総 則

## 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

### 1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれ

た発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

## 2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

## 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

- 1 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 3 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。
- 4 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、この章の第2の3に規定する教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。

### 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該幼保連携型認定こども園に入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 2 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。特に、入園及び年度当初においては、家庭との連携の下、園児一人一人の生活の仕方やリズムに十分に配慮して一日の自然な生活の流れをつくり出していくようにすること。
- 3 環境を通して行う教育及び保育の活動の充実を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の環境の構成に当たっては、乳幼児期の特性を踏まえ、次の事項に留意すること。
  - (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
  - (2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに、一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
  - (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少している

ことを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

4 養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開するに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意するものとする。

ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。

イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的なかわりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄<sup>せつ</sup>、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

(2) 園児一人一人が安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意するものとする。



ア 園児一人一人の置かれている状態や発達の過程などを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。

イ 園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。

ウ 保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。

エ 園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がとれるようにすること。

5 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 健康支援

##### ア 健康状態や発育及び発達の状態の把握

(ア) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

(イ) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。

(ウ) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

## イ 健康増進

(ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながらか、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。

(イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

## ウ 疾病等への対応

(ア) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

(イ) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

(ウ) 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。

## (2) 環境及び衛生管理並びに安全管理

### ア 環境及び衛生管理

(ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。

(イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。

#### イ 事故防止及び安全対策

(ア) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。また、園児の精神保健面における対応に留意すること。

#### (3) 食育の推進

幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意するものとする。

ア 園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。

イ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容

に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

ウ 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

エ 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

6 保護者に対する子育ての支援に当たっては、この章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を踏まえ、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について相互に有機的な連携が図られるよう、保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って、次の事項に留意するものとする。

(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

ア 園児の送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用して行うこと。

イ 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めること。

ウ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

エ 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業な

ど多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努めること。

オ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、園児の心身の負担に配慮するとともに、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。その際、教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮すること。

カ 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

キ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

ク 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

## (2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

ア 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。

イ 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など

関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

## 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

この章に示すねらいは、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを園児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

この章に示すねらい及び内容は、主として教育にかかわるねらい及び内容であり、保育の実施に当たっては、園児一人一人の発達の過程やその連続性を踏まえ、この章の第1に示すねらい及び内容を柔軟に取り扱うとともに、この章の第2に示す保育の実施上の配慮事項を踏まえなければならない。その際、教育及び保育の内容が相互に関連を持つよう留意する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

### 第1 ねらい及び内容

## 健 康

[健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。]

### 1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

### 2 内 容

- (1) 保育教諭等や友達と触れ合い、安定感を持って行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 保育教諭等や友達と食べることを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄<sup>せつ</sup>などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

- (2) 様々な遊びの中で、園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などの工夫をすること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、園児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育教諭等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、園児の自立心を育て、園児が他の園児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

## 人間関係

〔 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。 〕

### 1 ねらい

- (1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

### 2 内容

- (1) 保育教諭等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- (2) 自分で考え、自分で行動する。



- (3) 自分でできることは自分です。
- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。
- (5) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- (7) 友達によさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。
- (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- (10) 友達とのかかわりを深め、思いやりを持つ。
- (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- (12) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。
- (13) 高齢者を始め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。

### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 保育教諭等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、園児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、園児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
- (2) 園児の主体的な活動は、他の園児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、園児はその中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、園児が自己を発揮し、保育教諭等や他の園児に認められる体験をし、自信を持って行動できるようにすること。
- (3) 園児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、集団

の生活の中で、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の園児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

- (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、園児が他の園児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- (5) 集団の生活を通して、園児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、園児が保育教諭等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
- (6) 高齢者を始め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

## 環 境

〔 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 〕

### 1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。

- (2) 身近な環境に自分からかかわり，発見を楽しんだり，考えたりし，それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり，考えたり，扱ったりする中で，物の性質や数量，文字などに対する感覚を豊かにする。

## 2 内容

- (1) 自然に触れて生活し，その大きさ，美しさ，不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で，様々な物に触れ，その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心を持ち，取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみを持って接し，生命の尊さに気付き，いたわったり，大切にしたりする。
- (6) 身近な物を大切にする。
- (7) 身近な物や遊具に興味を持ってかかわり，考えたり，試したりして工夫して遊ぶ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
- (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
- (10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ。
- (11) 幼保連携型認定こども園内外の行事において国旗に親しむ。

## 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては，次の事項に留意する必要がある。

- (1) 園児が，遊びの中で周囲の環境とかかわり，次第に周囲の世界に好奇心を抱き，その意味や操作の仕方に関心を持ち，物事の法則性に気付き，自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に，他の園児の考えなどに触れ，新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい，自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。
- (2) 乳幼児期において自然の持つ意味は大きく，自然の大きさ，美しさ，不思議さなどに直接触れる体験を通して，園児の心が安らぎ，豊かな

感情，好奇心，思考力，表現力の基礎が培われることを踏まえ，園児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。

(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い，共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに，様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念，生命を大切にする気持ち，公共心，探究心などが養われるようにすること。

(4) 数量や文字などに関しては，日常生活の中で園児自身の必要感に基づく体験を大切に，数量や文字などに関する興味や関心，感覚が養われるようにすること。

## 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し，相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て，言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

### 1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き，自分の経験したことや考えたことを話し，伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに，絵本や物語などに親しみ，保育教諭等や友達と心を通わせる。

### 2 内容

- (1) 保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち，親しみを持って聞いたり，話したりする。
- (2) したり，見たり，聞いたり，感じたり，考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと，してほしいことを言葉で表現したり，分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き，相手に分かるように話す。

- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみを持って日常の挨拶をする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、園児が保育教諭等や他の園児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 園児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育教諭等や他の園児などの話を興味を持って注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 園児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心を持つようにすること。

### 表 現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

#### 1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

## 2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

## 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の園児や保育教諭等と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。
- (2) 乳幼児期における自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育教諭等はそのような表現を受容し、園児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、園児が生活の中で乳幼児期らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。

- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の園児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫をすること。

## 第2 保育の実施上の配慮事項

### 1 乳児期の園児の保育に関する配慮事項

- (1) 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、園児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- (2) 園児一人一人の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的にかかわるように努めること。
- (3) 乳児期の園児の保育に関する職員間の連携や学校医との連携を図り、第1章の第3の5に示す園児の健康及び安全に関する配慮事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等、養護教諭や看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
- (4) 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
- (5) 担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

### 2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項

- (1) 特に感染症にかかりやすい時期であるため、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- (2) 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、園児一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気

持ちを尊重すること。

- (3) 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。
- (4) 園児の自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育教諭等が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達とのかかわり方を丁寧に伝えていくこと。
- (5) 情緒の安定を図りながら、園児の自発的な活動を促していくこと。
- (6) 担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

### 3 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

- (1) 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。
- (2) 園児の情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮すること。
- (3) 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。
- (4) けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
- (5) 生活や遊びを通して、きまりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
- (6) 自然と触れ合う中で、園児の豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。
- (7) 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、園児の話し掛けに応じるよう心掛けること。また、園児が仲間と伝え合ったり、話し合ったりすることの楽しさが味わえるようにすること。



- (8) 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意すること。

### 第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

#### 第1 一般的な配慮事項

1 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。また、指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。

(1) 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

(2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開

しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

- (3) 園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

2 園児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや保育教諭等との触れ合いを通して幼保連携型認定こども園の生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的を持って幼保連携型認定こども園の生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。また、園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。

3 園児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するようにすること。

4 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携

型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

5 園児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼保連携型認定こども園全体の職員による協力体制をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

6 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

## 第2 特に配慮すべき事項

1 園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、園児の集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

2 園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には、次の事項に留意すること。

(1) 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(2) 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(3) 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮すること。

3 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

4 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

5 長時間にわたる保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

6 障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

7 園児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、特別支援学校などの障害のある子どもとの活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

8 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する園児について、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

9 行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるよ

うにすること。なお、それぞれの行事については教育的及び保育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにすること。

10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。

11 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫をすること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮すること。